

新編

女大學

卷之下

仁9

337

2

和装本

新編 女大學

東京 金港堂書籍株式會社

細川潤次郎 校定
西村茂樹 著述
指原安三 著述

新編 女大學卷之下

同會 印政

9 322

第一篇 家政

第一章

細川潤次郎 校定
西村茂樹
指原安三 著述

日 170

貧^まき家^いも、その妻^{つま}能^よく治^とむるときは、必ず富^とみ榮^{さか}ゆるものなれば、女子未^まだ人の妻とあらざる前^{まづ}、家^いを治^とむる道^{みち}を學^{まな}ぶべし。女子の學問^{がくもん}は、徳^{とく}を修^とめ身^みを正^{ただ}うし、嫁^{よめ}しては、舅姑夫^{きうこふ}の命^{いのち}に従^{したが}ひ、叔妹^{しよくまい}、姒^{あやめ}姉^{あね}の仲^{なかつ}と

新女大學 卷之下 金港堂書籍株式會社

睦く、家事一切を能く整ふるが為めなり。されば、父
母の家あるときより、常は我が母若く、他の家
の治め風を心に留め、又、整家の教訓を讀み、かねて
家政の事は注意せば、自ら家と治むる道を悟りて、既
は人の妻となりても、能く家と治め得べし
妻となりて家と治め、母となりて子を養ふことも、女
子のかねて覚え置くべき事なる。未だ家政の何た
るをも知らずして、人の妻とふるものあり。かゝる女
子に、豫め家政を知らずとも、人の妻となりてのち、自
ら知らるべしと思ひ、からん。されど、既し嫁したる

のち、初めて家政に注意すとも、容易に知られず
て、遂に夫の意を失ひ、舅姑の心ふかをもて、我が
身の品と落すものなり。故に家政の事は疎き女子に、
容貌禮儀、いふもさらなり。その他の事は優れたり
とも、一家の妻たる品格に、甚だ劣れるものといふべ
し
されば、豫め家と治むる道を學びて、人の妻となりて
後、夫と助けて家と整へ、子孫の榮をはかるべし

第二章

國乱而思良相、家貧而思良妻

家の齊ふと齊はざるとは、その妻の賢きと思ふるによ由る。故に、その家政の風を見て、その家婦の賢愚を知るべし。さるは、身分高き女子に、この事をなすを卑しき業の如くと思ふものあり。大なる誤りならずや。家政に、その家の貧富貴賤にかゝらば、必ず、その家婦の爲すべき事にて、心は締りなき婦人の家政を整ふることに能くぬきあり。いと恥かしき事ならずや。家政の整ふに、全く、その家婦の所置宜しきがゆゑなり。所置の宜しきは、心は締りあるがゆゑなれば、いと尊き事とこそすれ

第三章

家政の要に、先づ奢侈とはぶき、儉約を旨とするあり。奢侈の二字に、いづれもとごりと訓みて、れのが分限は過ぎたることとするといふ。人に誰よても、各定りたる分限あり。分限とは、金銭米穀等、年々、その家に入る定格といふ。その定格は越えて物を費し、衣食住を飾るも奢侈なり。若し、百金の分限にて、百五十金を費す時に、その五十金に、得べき途なきゆゑ、遂に姑息の計ひよて、人より物を借り置くも、償ふことの出来ざれば、自づと卑しき心を生じ、不正の事をなす

に至る。恥かしき事の極みならずや

奢侈の社會の罪惡あり

縦ひ富貴の家より生れ、富貴の家より嫁して、その分限は過ぎずとも、社會の風より立ち越えて、衣食住をねごととき、猶ほ罪惡といへるべし。およそ、國の富みと強きといふ、その國人の勤儉より生じ、國の貧きと弱きといふ、その國人の奢侈より来る。上の人と風の如く、下人は草の如し。草は風よりたがふものあれば、上の人奢侈あるときは、下の人も奢侈をおちいり、貧弱の國とあるべし。貧弱の國とあれば、必ば異國の侮りを受

け、國の名譽をたすに至る。これ奢侈の罪惡たる所以あり。故に、社會の上流より立ち、貴婦人とよむる人、猶ほさら奢侈を戒めて、罪惡の汚名を取るべからず

第四章

されば、縦ひその身は富貴ありとも、少しも奢侈は近かば、儉約を旨とすべし。儉約とは奢侈のうらみ、てよろづの事を取り、つゞまやかなるといふ。たとへば、一升をいふ、器は七八分を容れ置て、そのあまりを貯ふるが如し。事足らぬこゝちすれども、み

ち溢る患あはれ多く塵ちりつもりて山とふる。その貯たくわふること
幾いくたびも積つるときも、終はにたびた、くなるものな
り。一家を治しむるも、亦この理ことは同じ。特とくに女子には、儉約
と旨しとして、破やぶれたる品し物ぶつをもつくろひ、不用ふようとなりし
品し物ぶつをもたくはへ置おきて、用ある時ときふそなへなどし、面
倒めんたうふる事を厭いとふべからば
さりながら、儉約けんやくは似にて吝嗇りんさくといふ事あり。吝嗇りんさくといふ
人より取る事ことは多おほきといはず、人ひとは與あふる事ことは少
きといはず、人ひとは、目の前まへに飢うゑ死しすとも、己おのれれ不足
なくば、妨さまたげどと思おもひ、人の肉にくを削くりても、己おのれが身を肥こ

さんとするなどといふなり
儉約けんやくは、さふあらず、己おのれが身みをつめて義理ぎりをたて、人ひとを
も恵あづかまんとすることなり。されば、猥うりは物ものを費つさ
るは同おなじきも、その意こころは、雪ゆきと墨すみとの如ごとし。およそ、世よに
女子にの氣前きまへよりといふは、奢侈しやうふして、その儉約けんやくすといふ
いふ吝嗇りんさくなれば、能よくこの差別さべつをわきまふべし

第五章 松平定信の儉約訓

人ひとは、儉約けんやくといふことを知らざれば、無益むえきの費つありて、
家貧まつしくあるものなり。儉約けんやくとも、無益むえきの費つといま
めて、一錢いちせんをもみだりよ出でさば、益えきある事ことは、千金せんぎんを

も出すといふ、無益の費をいまゝむるは、益あること
よつかふが為あり

無益とも、朝夕種々のうまき物を食ひ、衣服も美麗と
好み、家屋も結構に作り、遊興其の外奢りの為め、金
銀をつかふといふ、益ある事とは、公用を初めとして、
父母兄弟の手あて、召使のあてがひ、音信、贈答、家作の
修復、その外、不慮の物入等の類をいふなり、かく無益
と有益との二つを分別して、能くつめゆるめとする
を儉約といふなり
儉約といふことを誤解して、父母召使までの喉口と

も、義理をも闕き、禮儀をもかまへば、只管金銀を
つかふを惜み、有益の事をも顧みず、みだりにお金銀を
ゝむ人あり、是れも儉約はあらずして、吝嗇といふ
ものにて、いやきことのきはみなり、故にみだりにお
金銀を惜むも悪く、みだりにつかひ捨つるも亦宜し
からず、其の中庸をわきまへて、能きよつめゆるめす
ると、儉約とも節儉ともいふなり
家と國とは論なく、富の源も儉約もあり
能く節儉すれば、家産をふやし、全家安樂、子孫繁榮あ
るのみならず、又時よも親類朋友、その他の人の困窮

と救ふ事を得べし

第六章

節儉も、かく大切な事なれども、人よ立ちまされたる。才智も、勇氣も、要するにあらば、たゞ普通の智識とをなへて、毎日家事の心をとゞめ、少く嗜慾を薄うし、不要を省きだすれば、よろしきことなり。不要を省くは、誰ふても行ひ得べし。唯だ嗜慾を薄うする事は、はとめの程こそ難くおぼえべけれ。年月を重ねるより、たがひ、これも亦愈易くなるものなり。又その嗜慾を薄うするうちに、種々の快樂も出来るもの

なれど、益なき嗜慾の生ずる毎に、心をはげまして打かつべし

家貧しければ、善き事を行ひ、惡き事を為さざらんとして、かもふる任せぬ事多し。されば、既に富める家よても、務めて節儉を旨として、家の貧しくならぬやう、心がくべし。節儉も、永久安樂の基なるのみかた、人を助くる基ともあるものなり。凡そ人の快樂は、人を助くるより上あるものあり。されど、たのれ貧しくべいかでか、人を助けえらるべき。反りて人の助けを受くるに至る。故に務めて節儉を守り、無用の費を省き、

益家を富ますべし

第七章

さりながら、獨り財貨を節儉するのみならず、時間と惜みて空しく費すべからば、光陰は金なりといふことあれば、光陰を惜むも、亦財貨の節儉と均しく、緊要なることなり。財貨を得んよも、善行を成さんよも、又い學問術藝の奥に至らんよも、光陰を忽ちして、埒の明かざる事なるべし。凡そ何事を成すよも、前後を圖り、順序を整ふること肝要にて、その第一も、光陰を整ふるよあり。されば、家事を治むるものも、能くこの

理を知らざるべからば

徒ら時間をもぶしそまもよふ

こやけりふのかつるふぐれん

光陰を整ふるふは、朝早く起く可し。朝早く起きて、先づ、その日の業を、其の日の時間ふ割りつくるは、家政は最も肝要の事なり。召使のものふ、その日の業の差圖をとり、又前日爲したる業をいらぶる等、朝早く、其の手配を定め置かざるべからば、若し、朝早く為さざるときは、他の用事は取り紛れ、或は来客は妨げられ、或は外出すべきことなど起りて、翌日は延すに至

るべし

今日成すべき事を、翌日は延するどい。甚だ家政の乱る、ものなり。凡そ事豫めすれむ立ち。豫めせざれば廢る。何事よても、豫め時を定めて、正しく取り行ふときい。その事、必ず速に終り、その勞も亦省くるものなり。若し何の極りもなく、延びくよなるときい。如何ほど瑣細の事よても、意外の損失を生ずるものあり

第八章

又家政の要い、常は家具を正しく取り締り置くよあり。若し取り乱し置くときい。唯だは紛失のうれいあり

るのみかは、探し求むるよ時を費し、従いて用事の妨とあり。また来客などある時も、その不都合いかばかりぞや。次は買物と巧みふすべし。買物と巧みよなすよい。常は諸物の相場と、その買價とを心よ留め、又諸物の善惡或は出来不出来ふとを辨ふよあり。衣服飲食物を始、一切の品物の實用を専らとして、不用虚飾のものよ省くべし

第九章

殊に食物の調理い。家政は最大の影響あれば、能く注意すべきことあり。その大要は、時物を考へ、季候と辨

へ口味と善くし。手際と巧はするはあり。時物と考ふ
とい。春は鮮夏は黒鯛秋は秋刀魚冬は鯖等の類其の
時々適する物を心得るといふ。野菜海藻も亦各時
節あり。時節は其の物皆味よく又多く出づるは由
りて。價も自ら低きものあり。故ふかねてより心を用
ゐて。細は知り置かざるべからば。季候と辨ふとい。四
季の温度と辨ふることなり。かねてより。四季の温度
は注意せざれば。大切ふたきはへ置きし食品も。いつ
の間にか腐敗して。空しく。打捨ざるを得ざることあ
り。又たとへば。三月初旬の時。漬物一桶と所有せむ。

毎日幾許づ、消費して。来る何月何日頃よ終るべし。
その終る頃。未だ梅雨は入らざるべきか否かを考
へ。若し。梅雨は入るときは。必ば腐敗を生ずべけれど。
豫め。その用意とするが如し。又朝夕の食物も。今
は。幾度の寒温なれば。何品も。何晝夜も保存し得べし。
何物も。何晝夜も保存し得られざるべし。と。能く季候
は。應じて。食物と取扱ふといふ。口味と善くすとい。常
に。佳肴珍味と調進するふ。あらずして。火水の加減
と適當し。五味の配劑と能くすることなり。水火の
加減と適當し。五味の配劑と能くすることなり。普

通の野菜下等の魚類^{ぎょるう}もて、反りて、佳肴珍味^{しやうしんみ}は優るものなり。さりながら、凡そ食物^{しょくぶつ}は、唯だ口^{くち}のみ適するもののみあらざりて、眼^めも適すること肝要^{かんよう}なれば、何程味^{あじ}も佳ふりとも、手際の疎野^{そや}よりて、盛方^{もりかた}の乱雑^{らんざつ}あるとき、未だ箸^{はし}を下さざるうち、已^いは厭^{いと}ふ氣の起るものなり。故^{ゆゑ}に食物を調理するに、最もこゝに注意すべし。

かく、食物の調理に注意せば、月^{つき}は五十金を費す家も、四十金もて事足るべし。若し、その家婦^{かふ}は締りなく、こゝ心を用ゐずして、六十金とも要するに至らば、そ

の差^さは、月^{つき}は二十金、年^{とし}は二百四十金あり。これと十年は積りて、利^りは利^りを加へて重ねあはべ。三千餘金と下らざるべし。家政上^{かせいじやう}は最大の影響^{えいぎやう}を及ぼすにあらずや。注意すべきことふこそ

第十章

又、一家族の健^{けん}と不健^{ふけん}とは、多くは、その家の婦人^{ふじん}は由^{よし}るものなれど、朝^{あさ}は早く起きて、室^{むろ}の内外^{ないがい}を掃除^{そうじ}して、たとひ、寒^{ふせ}き時節^{じせつ}なりとも、暫^{しばし}く當^{あた}りの立物^{たちぶつ}を明けは、ふちて新鮮^{しんせん}の空氣^{くうき}を通^{とほ}ひしめ、又時^{とき}ふは、戸棚^{とど}物置^{もの置き}はいふもさらなり。床^{とこ}の下^{した}までも掃除^{そうじ}して、不潔^{ふけつ}の物を

取り捨つべし

衣服と夜具とは、殊に衛生に關係あれば、清潔を旨として、四季の温度に應ずべし。風は、万病の本、家族の風をわづらふは、最も婦人の不注意なり。命は食にあり。人の食の養ひは由らざりせば、一日も生ることの出來ざるものなれども、亦食は害せられて、生を損することあれば、食は最も慎むべきものなるべし。唯だ口に適するのみを考へて、腹は適することと思はざるは、食せん為めは生る人なり。人の食の為は生るべからず、生る為は食するものなり。故に、何程口は甘き物を

りとも食うて腹は害あるものなり、戒めて近くべからず。殃は口より出で、病は口より入る。又大食を戒むべし。たとひ、滋養おほき食物よても、腹は充満食うとき、腹の中は腐敗して、身の塵芥捨場は異らざるべし。身は塵芥捨場となすものは、愚なる極みならずや。さるふ、身の大切あることを打忘れて、滋養と消化との如何を思へば、唯だ口は甘き物を貪り食ひ、身の短命と來すものあり。昔、或る人、年九十を越えて、眼は明み、齒は堅固、耳も近く、髪も黒く、若き人の如くありしと異て、やゑと問ひし、我れ若き時より、別は養生は

せざりしが、天資粥を好み、常々粥を食ひのみに答へたり。又或る料理人も、甚だ長命ありしかむ、人異てこれを問ひし、我れ若き時より、多くの鳥を料理せし、いづれの鳥も、大抵胃袋は餌の満ち居れども、獨り鶴のみ、常々七八分なりしを忍これど、長命の原因あらんと、それより我れも、亦食する毎々七八分と度としたりと答へしとぞ。又東京府下、南足立郡、江北村、清水喜太郎の曾祖母は、天明八年の生みて、現今一百九歳ふして、その良人、去る明治十六年、九十六歳にて、身まかりしよりなるが、この人、若き時より、別み

滋養の食物を撰びしこと、常々挽割麥は、野菜と添へて食ひしといふ、さらば、食物の要は、能く消化するふありて、上品甘味ふあらざるを知る可し。故に三度の食は、たとひ野菜なりとも、消化よきものを撰びて、扣へぬ食ひかむ。腹のこち清々として、食時前ふも、少く空腹の氣味ありて、毎食甚だ甘きものあり。さるを、毎食必ば腹は充たし、そのうへ間食を貪るものあり。間食は、唯だ衛生に害あるのみならず、兼て一家の經濟を傷ること鮮からば、今一家毎日常一錢づつ、と間食の費は充つるとせば、日本全國七百万家

編 著 山 本 孝 一
金沢市立三友会館
は見積りて、幾千万圓を要するぞや。これ、獨り一家の
損失のみふらざれば、慎むべきことなるふ。毎日、
必お間食せざれを休まざる婦人あり。その身の品位
とれとすのみか。頑是なき児童まで、生涯悪習を傳
ふることをゆる。恰も毒を永世に流すが如し。されば、一
家の經營を掌り、家族の保護に任ずるもの。先づ
自ら戒めて、良風とのこすべし。かゝらば、唯だ一家族
の幸のみかも。日本全國の幸を生み出す、最良婦人と
こそふるべけれ。

第十一章

又一家の費用を計算するも、家政は最も肝要のこと
なり。計算は、豫算決算の二種ありて、豫算といふ事は
おさね前の見積りて、決算は、事をふしたるのち、豫
算を引合するといふなり。初めより豫算を精密にし
て、少の費用までも、心お留むるときは、決算と甚し
き違ひなくして、能く家政の整ふものなり。故に、家政
は第一の心得は、先づ月々の所得を計り、其の高ふよ
りて、費用を定むるふあり。所得はあてね生活は、必ず
永續の基なくして、一家を破る源あり。また所得と二
は分け、一は毎月定りたる費用とし、一も不時の需め

は備へ。又は家産を殖すべし

量入而為出

第十二章

以上は述べし事へ。主として一家の中より留まりしが、猶ほ又國家に對しても、家婦各、その家を富まりめて、その本性を盡さざるべからず。凡そ、天地の間はありとあらぬ物へ、皆、その業を分たざるべし。日と、日の業ありて、十二の行星を引き廻し、月へ、月の業ありて夜とてらし、地と、地の業ありて四時を行ひ、春へ、春の業ありて物と生み、夏へ、夏の業ありて物と育て、秋

は秋の業ありて物を成し、冬へ、冬の業ありて物を藏めて、復た春の資となす。剛き石あれば、柔き水あり、高き山あれば、深き海あり。長きもの、短きもの、大きなるもの、小きもの、内外表裏晝夜明暗皆、その性と異ふて、その用を同りすること、猶ほ六十五原素の、その性と異ふて、その用を同りするがごときぞかし。天は陽あり、地は陰あり。陽といひ、剛きといひ、陰といひ、柔きといふ。人、その性とうけて、その間より生れたり。故ふ剛きあり、柔きあり。男子へ、主として、剛き氣をうけて、積極の任に當り。女子へ、主として、柔き氣をうけて、消

極の任は當る。積極とは、外に向ひて、進み取るものなり。消極とい、内に向ひて、退き守るものなり。古書に、男は位を外に正し、女は位を内に正すと云ひし。この理を據りしなり。この故に、男子は宜しく外に向ひて進み、勤めて、その家を富ますべし。女子は宜しく内に向ひて退き、儉してその家を富ますべし。男子、何程勤めて、その家を富ますんとするも、女子、内ふありて、儉からざれば、その家は常ふ貧なり。一家の富みも、一國の富みもあらばや。一家の貧は、一國の貧ふあらばや。是を以て、國の貧富は、男女、各その任を同らす。我が日

本帝國は、果して富國あるべきか。若し貧國あらば、男女とも、その責を分たさるべからば、國富まざれば、兵強からず。兵強からざれば、外國の侮りを受け、外國の干渉を受け。一旦手ふ入れし土地をも、亦泣き飲みてかへさざるを得ざる如きことあり。悲きことの極みならずや。されば、婦女の徳は、唯だ儉の一字に留まらざれども、先づ小の家の為め、大に國の為め、細末の事は至るまで、一毫の微も、空しく費やさざるやう注意するに、婦女の本分として、その天性を全し、日本帝國の臣民

たるものといふべし

今假りふ。西洋の強國と我が帝國と。戰端を開かんとするも。我れ恐く。勝算あからん。何とあれば。海邊の防禦未だ整はず。軍艦未だ多からず。戰負戰具未だ全からざればなり。然るも。婦女。各その家ふありて。一人一日五厘を儉約したりとするとき。全國四千万人として。一日。合計二十万圓を得べし。これを。一ケ年三百六十五日。積るとき。七千二百十万圓とある。この算を以て。四五年を経て。これを軍用小費さば。堅艦數十艘を新造し。砲臺の建築も亦遺憾あきふ至り。陸

海の軍實も完備すべきあり。さらば。假令二三強國の連合軍を引受くるも。我れ敗亡の憂あかるべし。婦女子の任も。亦重きものふあらすや。希くは勉め勵みて。天晴大日本帝國の婦女たれよが

第十三章

花女は。安藝國安藝郡牛田村の農源三郎の妻ふて。家小は。祖母と父母と。子供五人。夫婦を合せて。十人の家族ありき。素より富めるふあらねむ。持てる田畑も。此の十人と養ふふ足らぬ程あれど。公の務を欠き。事なく。衣服飲食なども人並ふ後れずして。乏しいとい

ふ程ふいあらざりしが源三郎肺病ふかりて血を吐くことしばかりし。五人の子供い何れも女として生れつき弱く物の用ふもたず。父母いみな齡六十餘りなる。父い年来持病の癩ふ苦しめられて床を離るゝことなく。祖母い九十餘りかりしかば源三郎の家い人數多けれど煩ひ多きのみふて立働きて家業を助くる者なく。たゞ花女一人よて病める人老いたる人より子供五人まで勞はり育てたりき。花女い杖柱とも頼むべき夫い舅と共に枕を並べて病み卧してうめき聲の苦しげあるを聞きてい夜と

かく晝となく右と左とふて撫で摩り藥飲まんといへば藥を調へて右ふ左ふ捧げ飲ましめ。祖母便所へ行かんといへば手と携へ誘ひ行きあどする。ふ時も折もしで左の袂ふすがりて泣きさけぶ幼子を賺し



宥あむるふど。一人よて。あかたこなたふ。心をつくー、
 い。身すこやかふる男よても。ふーがたかるべきと。女
 の身よてい。いかばかり苦くるーかりけん。思ひやるだふ
 あいれふり

それも家いへ豊とよふ。食物ふど事欠ことけかず。せめてもの事を
 れど。一日耕こがさねば。家内忽たちち飢ううる程ふるふ。その業
 となすものも。花女のみなりーかば。花女ハ。晝夜。夫と
 舅いせとの傍わきふありて。看病えいばせんと思へど。かくてい。家内
 飢うべければと。懇ねんふ病人ふいひて。其の日の用意と。
 朝早く調とへかき。看病のことより。祖母ふ心を付くる

ことふど。何くれとなく。長女ふ教へかきて。鋤くわと荷よひ
 稚こき子供をつれて。田ふ出で行けど。病者。老人などを
 残のこーあれば。暫しばー耕こがーてい。馳かせ歸りて。様子ようすを伺うかがひ。か
 ろりふきを見て。又。田ふ行き耕こがーたり。かくて。花女が
 作りー田ふ。いつも豊とよかふ稔ねりーかむ。納税なうぜも。人ふ後
 れず。一家の食料しきりょうも。乏ひかしくあらざりきとぞ
 舅姑。酒と嗜しみーかば。花女ハ。耕作こさくの暇いそふ。人ふ傭やといれ
 て。若干いくばくの賃ちん錢せんを得。それふて。酒肴しゅくと求もとめ。進めーかむ。
 二人も。嫁の親切しんせつと悦よろこぶことかぎりふかりき
 花女。一人よて。老と養ひ。幼と育て。病と護まもり。田を耕こがー。

暇ふ。人よ傭ゐる、など。如何ふして、かゝる辛勞と堪へ忍ぶふかと。思ふ程ある。猶飽き足らでや。村ふ大川ありて、水門を立てたるが、そと守りて、開閉を掌る者ふも、歳よ米九斗と與へらる、定ふりければ、花女。又、それとも務めたり

かく、いそゝみ勉めて、看病養育ふ急りふかり。が祖母も舅も、夫とあとききふ、皆、ふき人の數ふ入り。かば、花女。悲哀の内ふ、三度まで葬りをつゞけ。があとよ。姑、只一人残りける。思のまゝ、ふ、孝行を盡したり。かく、長き間、つくせ。孝養、いかで、其の報あかる

べき。今までの苦も、忽ち樂とかわりて、長女長ぜいのち、婿と迎へ。ふ、孫をもまうけ、家かひく、榮えゝまたり。この時、姑、八十餘ふて、花女、六十は近かり。かど、猶健か。よて、姑は仕ふること、昔は異ふことなぐ、何事ふ依らず。先づ、その意を伺ひて、後に行ひたりとぞ。花女の勤儉の如き、げふ得がたき事ふこそ

第二編 母訓

第一章

母の子と育つるも、先づ胎教と慎むべし。胎教といへ、未だ子の産れずして、母の胎内ふあるうちより、能く教

編女大學 卷之十一
へ導く事あり。故に懷妊の間、その母心と正し、身
もちと慎み、たちゐるとやかふし。かりそめよも、芝
居狂言かどの、正しからぬものと見ず。唄三絃などのた
もむれたる音楽を聞かずして、常し正しき事よまじり
り。邪ふる心をもたざるとき、その生る、子必ずか
たち正しく心おろそかからぬものなり
さればとて、懷妊せし時の女心を正しうし。行儀を慎め
といふよゝあらば。人、父母の氣をうけて生る、も
のふれ、いかよ。その父正しき人ふても、母の心ざまよ
ろしからずして、行ひよこしまある時、その生る、

子、父の正しきよは似ずして、母のありきふ似るため
少しからず。然るとき、その母の為めふ。その家の血
脈と、あしくする理ふれば、婦人、常し温順正直と守
りて、殊更懷妊の時、慎むべき事あり
かく胎教といふ事あると知らずして、懷妊の時慎ま
ざれば、唯だ、その生る、子のよろしからぬのみか
も。或は難産することもありとき、ぬ。女の、子を産むこ
と、万物自然の道理ふて、天地間の常法ふれば、難産
ふといあるまじきことなるふ。往々難産ふ苦む。必
ず懷妊の時、その行よろしからずして、道理ふ反きた

ることあるか。又ハ病氣のためあるべければ、唯だ懷妊の時のみならず、常ハ心と正しうし、行と慎みて、身の養生と心がくれべ、必ず安産するものなり。

第二章

子と生みて後ハ、子の身體を強健ふするといふもさうなり。孟母の、その子に於るが如く、母みづから教へ導くべし。その教へ導く方ハ、その子の年小従ひて、その智力を知るはあり。何歳の子ふらば、何程の事ハ、合點し得べし。何程の理ハ、聞き分け得べし。又その子の性質如何と考へて、よく教へ導くべし。習慣如自然、小

成如天性、子と教へ導くハ、幼き時と肝要とす。さりながら、唯だ口よていひ教ふるばかりふても、聽き従ふものふあらず。父母先づ身と以て率ゐるべし。父母共ハ、心と正し行と修め、身と以て率ゐるときハ、その子ハ、必ず化ずるものなり。凡そ、貴賤貧富を問はず、幼児の父母と見倣ふも、器の型に於けるが如し。慎むべきことハ、あらずや。以身教者從、以言教者逆。若し又、保母と要するときは、能くその人柄とえらぶべし。保母も、第二の父母なれば、父母共ハ善良なるも、保母もその人と得ざるときは、母たとい胎教と慎み、養育ふ心と

盡すとも、子の善良に望むべからず。注意すべきこと
よこそ

第三章

親の子と愛するは、水の卑き小就くが如く、火の高き
よ上るが如く、天然の本性ふいて、鳥獸も皆同じ。唯だ
人へ、万物の靈あれば、子の年や、長するは従ひ、友と
撰びて交らしめ、師と撰びて學ばしめ、その學藝を
幾達せしめ、その才徳を成就せしむるを望むべし。一
時の苦とあえれみて、子の望みのまゝ、小育つべから
ず。望みのまゝ、小育つるは、姑息の愛といふものなり。

姑息の愛は愛ふ似て愛はあらず。其の子必ず氣隨ふ
かりて、才もあく徳もなく、鳥獸よりかくあれば、その
子と憎みてあしき道に入る、よ同じ。若し、かくるりし
とき、獨り子と憎むふ同じきのみ
あらず。我が身は、親の身より分けられたるものなれ
ば、親の身と同じきなり。また親を受けたる我が身を
分けて、子の身となしたるものなれば、子の身も本
親の身なり。されど、子とあしく育つるも、親の身とあ
しき道よかとする同じ。これも亦不孝ならずや
故に、可愛子ふは旅させよといひ、又艱難に幸福の母

ともいへば、たとひ家へ、富裕ありとも、健康あり害なき
限りは、麋服とさせ、麋食とくもせ、朝へ早く起き、夜
へ晩く寝ねしめて、少しも油断あることなく、嚴重に
教育して、氣隨の芽と摘み、怠慢の兆と挫き、務めて徳
器と成就せしむべし。徳とも、人の宜く行ふべき道德
といひ、器とも、人の宜しく使ふべき才能といふ
この二つは、人世の必要にして、むらくも、缺くべ
からざるものなれども、才能は軽くして、道德は重しと
知るべし。凡そ、万物、各その本性ありて、才能を
きものもあらす。犬の夜を守り、雞の曉を報し、魚の水

ふすみ、鳥の空をかけり、猿の水に登り、狸の穴とくが
ち、梅花の馨く、櫻花の艶ふる。誰れ之と教へしぞや、皆
天性の才能なり。されば、人も、才能のみありて、道德は
乏しきとき、鳥獸草木ふ異らば、人は万物の靈とも、そ
の才能あるといふふあらず、道德あるといふふれば、
天晴よき子と育てあげ、家の為とし、國の為とし、行末
永く榮えしむべし。これに優れる孝やとある

第四章 水戸烈公の訓誡

今、太平の御世あれば、男子と生まれながら、雷の音、鉄
砲の響とさへ、嫌ふもの少からず、これ一つふし、いと

けふき時より、女子どもの、あーく癖とつけぬるよよ
れり。貴きも賤きも、幼年の時、婦人の手ふて、養育す
るや、名は、養育する婦人の心得次第にて、强健ふも柔
弱ふも、なるなり。健氣は成長する時、又その人、妻妾
等へも、その心と以て教ふるゆゑ、世々、健氣なる子
出来るべし。母たるもの、その子の幼時より、吾朝ふ
て、楠水正行の母も、ろこゝにて、孟子の母ふどの事
と初め、いふ一への烈女と慕ひ、己れも劣らざる意地
とたて、生みぬる子ども教へ諭すべし。幼時より、明
君良臣の物語ともし、かせ、夏の暑といと、とりぬず、冬

い寒と恐れ、とりぬず、衣服ふども、いかふも、鹿裘
ともし、せと、よかく、小筋骨ときたひ、志と善と導くこ
とと第一とすべし。我が義公も、水戸の家中の子の如
く、そたち給ひ、いゝや、文武の明君ともあり給へり。
諺も、かき子とい、苦き物と與へよといへるが
如く、子とよき人ふなさんと思ひ、いかよも、艱難は
あらはしむべし。又無事無病よなさんと思ひ、甘き
物と減し、苦き物と與ふべき事あり。男の皮をかぶり
て、柔弱卑劣ふありや、又、日かげに生ひたる青瓢
簞の色とあり、夜の庭へ出づる事とも恐る、如き子

孫出来ぬるは、此上もあき父母の恥あり

第五章 馬場存義の母其子小與へ一書

人よ五倫あり。君臣、親子、夫婦、兄弟、朋友の五つあり。おそ
しき。君は、臣に禮義を教ふ。子に慈愛を垂れ。臣は、君に
忠義を盡し。私を離れ。親を孝と慕ひ。子に親を尊
び。孝行し。夫は、妻を導き。妻は、夫に貞節を盡し。
兄も、弟と友と。愛ひ。弟は、兄に敬ひ。悌ひ。朋友も、相互
に信實と盡し。是れを人の人たる道と云ふ。
此道に背くと、君に不禮、臣に不忠、親に不孝、子に不孝。
夫に不和、妻に不貞、兄に不友、弟に不悌、朋友に不信實。

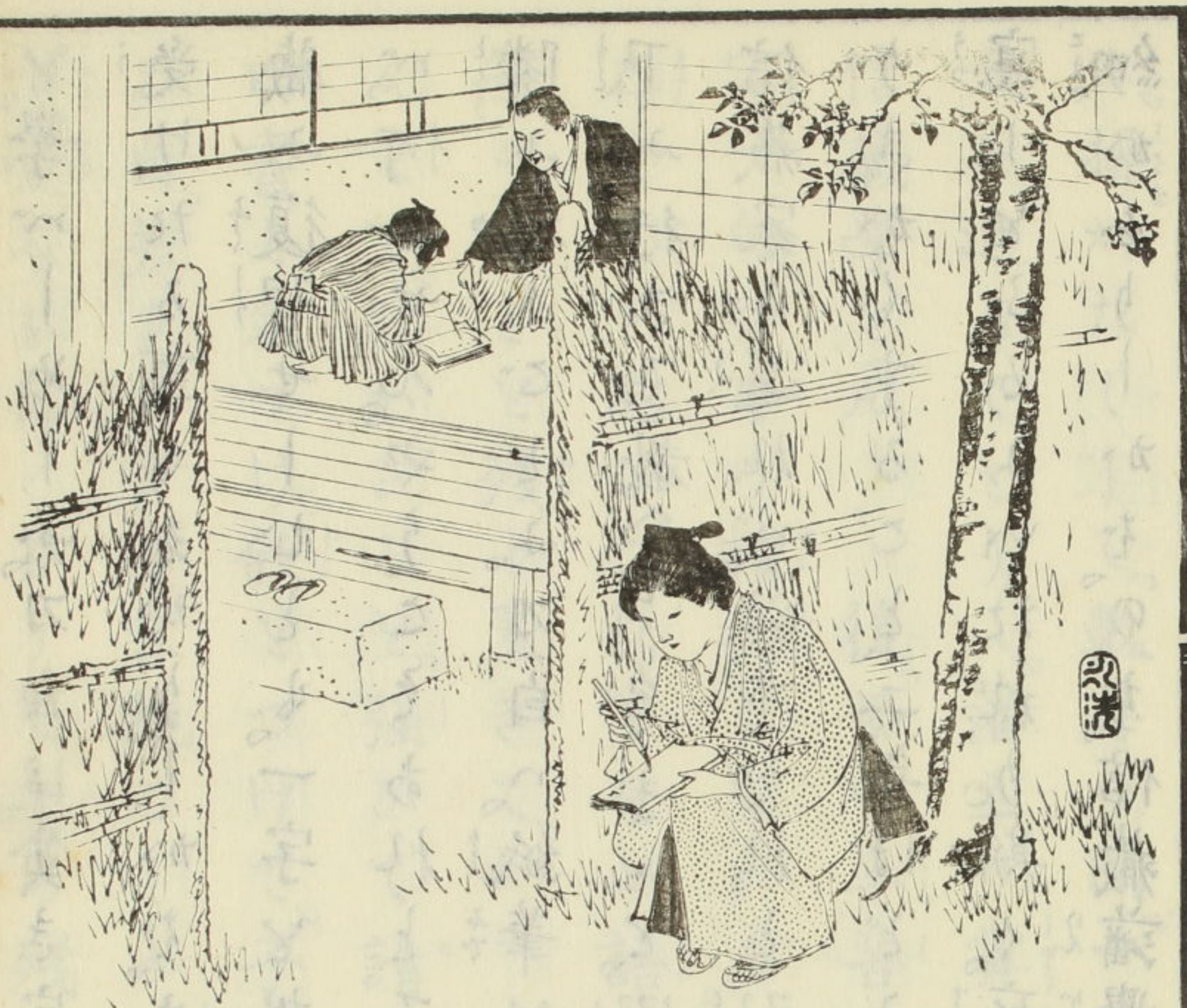
といふ。かくなべても、あれと人面獸心と云ふ

倭國唐土の許多の書籍、古の聖賢の人の説き教つら
れし處、皆此道なり。殊に小學といふ書、小要
し。國あれば人あり。人を教ふ教あるならし。琉球國の
先の王、六諭し。人倫の道を教へられし。後、彼國の
大臣、猶其の言を説き演べて、六諭衍義と題し。萩生
先生の點本、近來専ら行われし。講談を承りし處、俗に
耳に入り易く、かゝる古の聖の教へ玉ふ意と離れず。
能くも諭されたるものなれど、婦女も、内政治むる者
や。常々承えつゝ、家道に益あり可きもの、少なり。

不覺えいま、一筆御勸めらうか」と

第六章

繁野刀自も、羽前國米澤藩上杉氏の臣、黒井四郎左衛門の女ふりき。七歳のとき、父を失ひて、母の一手よそだておけられしが、長ずるふ及びて、同藩の湯野川源三郎を迎へて婿とせり。かくて、男子と設けて、信藏と名づけし。信藏生れし年の十一月、源三郎病にかかりてみまかりぬ。刀自も、其の時、年僅ふ二十歳ふりしが、家貧きふ。老母ととさか子さへあれど、其の苦しさ一方ならず。ふみくの女ならむ。氣沮み、心も狂ふべき



と。刀自も、歎きこそすれ、屈する氣色に更ふ。ふ、晝夜、羽織の緒と組みて賣り。或は糸綿繰ふどの。賃仕事とる。て、老母と養ひ、幼児と育てたり。信藏の七歳ふあり。頃より、隣家ふ住みに、粕屋某よ、四書の句讀

と學ばしめしむ。刀自は、貧き家小生ひ立ちて、教育を受けたる事もかりしかむ。ある日、自ら思ふやう、信藏ふ復習せしむとも、一字を教ふることもあたふされば、何かせん。やうこそあれとて、それよりのち、信藏の隣ふ行くごとし。刀自は、紙筆を携へて、密ふその窓の下ふ行きて、教へらる、まゝと、假字ふてかきしるして、信藏家は還れば、必ずそれと引合せて、復習せしめたりき。かくすること、二年ほどふて、つひは、四書全部と寫しとふるよいたれり。斯く庭訓ふ心を盡せること。細かありしかむ。のち、信藏藩學校ふ入りて、志を、

く、操かたくりて、數年の間、一日の如く勤め勵み、學業大ふ進みて、とり、藩主の賞賜ふ預れり。信藏學と成し、後、母の辛苦せる、四書全部を見て、一字一句、皆母の精神とれりものなれば、行末、久しく保存せんと思ひ、これと母ふ語りし。刀自は、女の拙き筆のあとと残り置きて、かへりて、後の人の笑とからんとて、聞かざるを、強ひて請ひ受け、綴り輯めて、國字四書と名づけ、叙をつけて、子孫ふのこたりといふ刀自。若きときは、容貌こと小美しかりしが、中年より、頭髮みか白くかりて、齒の残れるもの、僅ふかりぬ。こ

も、苦心勤勞のたゞあらぬゆゑあるべし。その頃、信藏學業成りたれど、いまだ志を得ねむ、貧しさも、昔小かもらず、月小一度登城して、當番することあるが、そのとき小用ゐる紋服も、常小家よあらぬ程なりきといふ。されど、刀自も、當番の前夜小い、必ず、密に償ひ還りて、用とか、しめざりしかむ、信藏も、少しも知らで過ぎたりきとぞ。後、信藏い、職小就き、年毎小昇り進みて、忽ち、重き職小任ぜられ、維新の後、米澤の少参事とかりて、身まかりしが、常小母の艱難せる事を思ひて、何事小も節儉をかし、吉事ある毎小、國字四書と戴き

て、其の恩を謝したりとぞ

古歌小

かほくましく親あうとせばいかふして

君の恵と我のうつくしき

とある如く、信藏の、幼くして父を失ひながら、貧しさうち小ひと、かりて、身を立て功と奏したるも、全く、其の母の教小よれるあり

第三編 節義

第一章

男子の性い、火の如く、女子の性い、水の如し。火の性も、

剛よりて水の性、柔なるものなり。火、古書に離と名け、水、坎と名けたり。離の象、三あり。坎の象、三あり。一も陽よりて天にかたどり。一も陰よりて地にかたどる。故に離、活潑剛毅よりて、常に進取の氣を主とすれども、中は、柔和の徳をも含めれば、時に項羽一滴の涙なきふあらば、坎、幽閑貞靜よりて、常に退守の氣を主とすれども、中、剛果の徳を含めれば、時にありては、橘姫投海の烈あるあり。これ天地自然の現象なれば、たよそ、天地の間、ありとあらざるものも、皆この理と法とせざるもあらざれば、父母舅姑も

孝に、夫より貞順、子孫より慈愛、叔妹姉弟より親睦、家政を整へ、家産を殖し、進んで、國家の益をはかるも、女子自然の職分なれども、これ、唯だその常のみふこそあれ。若し、父母舅姑、夫の大事ふあひ、或は、國家の危急ふあひても、猶ほ、柔和のみありて、剛果の舉動なまじきものも、未だ女子の本性を全くせりといふべからず。されば、時ありては、巖をもとほす氣象を振ひて、人の刃とあまく受くべし。又、自ら喉を刺すべし。これと死すること、鴻毛より軽しといふ。若し死するに至らずとも、我が身の利害にかへりみずして、いかかる

苦痛も進んで取るべし。これ、女子の變は處する職分
かれは能く、この舉動あるものと、節義全き女子とこ
そいふべけれ

節義の國の元氣あり

殊ふ。我が皇國は、節義を貴ぶ國あれば、その身分の何
たるを問はずして、時ふ臨んで變ふ處し、かぐさしき
名を遺せよかし

第二章

大葉子に、調吉士伊企儺の妻あり。欽明天皇の時、紀
朝臣男麻呂等、新羅國を征せしめられし、伊企儺

その軍に従ひし、かむ
大葉子も、その子の舅
子と俱ふ、夫に伴われ
て、かの國に渡りし。ま
た、まゝ軍敗れてとら
へられぬ。伊企儺は、勇
氣強くして、従ひざり
し。かむ、新羅の兵、大ふ
いかりて、伊企儺の禪
ととき、賢と日本の方



に向けて、日本の諸將、我が臍膽をくらへといふべし
と迫りし、伊企儼直、新羅の王、我が臍膽をくらへ
と叫びし、新羅王大に怒りて、遂に之を殺しぬ
か、りしかむ、舅子も、亦はづかゝめらるゝと憤りて、
父の屍を抱きて死す。大葉子、敵兵ふせまらるゝ
と、物ともせず、領巾ふて、わが國を麾き
韓國の城のへふたちて大葉子を

領巾ふらすも大倭へむきて

とらたいつゝ、外國はありても、われも日本人なれば、
いかで、新羅人等ふ、この身とけがさるべきとて、かた

くみきと成守りてみまかりき

あもれ、かよわき女性ふても、わが國は生れたらんも
のい、かゝる心あれども、み國のひかりの、四方よか
がやきわたるふれ。されば、かゝるを、しき心で、内ふ
養ひて事ある時よ、これをあらはすべし。やさしくお
とふしきばかりと、女の道と思ひそ

第三章

正女、筑前赤馬驛なる農夫の子あり。父と七兵衛と
いひて、農業の傍、酒を造りて、家頗るゆたかありき。再
度まで、妻を娶りし、皆先ちて死し、各一女とのこせ

り。正女は、後妻の子ありき。七兵衛、年五十の時、家業を、甥七左衛門に譲りて、己は別家を構へて隠居せり。さて、病あつくなり、一族を呼あつめていふやう。われ男子ふくして、たゞ二人の娘あり。われ死したる後、ふは嘉右衛門を養ひて、長女ふめあそ、次女とば。長次郎の妻とふして、本家を續がしめよといひたり。嘉右衛門も、七兵衛が後妻の弟ふて、長次郎も、七左衛門の子ふりき。かくて、七兵衛死せしかを、親族ども、遺言のまゝ、長女と嘉右衛門に配し、正女とば、子として育てさせたり。正女生れつきやさしくして、姿た

とやか。嘉右衛門夫婦もよく事へが、嘉右衛門は、生れつき取締かくつねふ。其の業を怠りて、日々其の村の伯樂某と、酒どのみて遊ぶのみかれを、七兵衛より譲られ、田畑も、いつか皆賣り盡しぬ。かゝるうち、正女も、漸く長けて、長次郎も、亦二十歳とふりぬ。長次郎も、人とふり正直ふして、家業をむげめども、連りふ災は遇ひて、家や、衰へしかを、未だ正女と婚姻を結ぶふいたらざりき。その頃、赤間の隣村なる、勝浦の村長ふ、半五郎といふものあり。極めて富家ふり、その子、源五郎のためふ、妻を娶らんとして、正女のか

こくして、姿うるむきと聞きて、これといひいれ
 一ふ、嘉右衛門大ふ喜びて、親族ふも謀らずして、正女
 と嫁らせんとせしと、親族漏れ聞き、これと誚めしふ。
 嘉右衛門やかて、一策と案し、この村の村長善次が、半
 五郎と同一職ふて、親もあつきと以て、善次は媒妁と
 たのみて、公然と来りて請ふ事とふしぬ。さて、先づ、正
 女と呼びて、この事と話し、一ふ、正女いふやう、妾が為
 めよ、かくまで力と盡したまはるも、いとかたじけな
 けれども、かき父の遺言ふも、違ひがたしと、つゆうけ
 ひく氣色なり。善次等怒りて、われらのすゝむるは、唯

だ汝の為りのみか、養父のためふもふり、かつも、わ
 れらのためよもふる事なり。さる仕合とすて、落ち
 ぶれたる長次郎と慕ふも、何事ぞと、打罵るふ、嘉右衛
 門も、亦罵りて、汝の従ひぬも、密に、長次郎と通ぜる故
 るるべし。されど、長次郎と共ふ、汝と逐ひ出すべしと
 いひし、かば、正女い、頭と低れて、何事も言はず。泣居た
 りき。かくて嘉右衛門い、かくいふとも、はてしなり。よ
 き日と選びて、婚儀と急がすべしとて、暦を見て、吉日
 と撰びふとせり。正女い、その夜一夜い、泣きくづとれ
 居りしが、それより後、髪も結む湯あみもせず、涙

ふ呉る、ばかりなれば、いかかる事とふさんも計ら
れずとて、人々、心とつけて居たり。ふ、五六日過ぎて、
髪を結び、湯あみなどして、身のまもりとつくろふ容
子なるよ。さて、心と改め、ならんと、人々の心ぬる
み、ひまそうか、ひ、炭部屋ふ入りて、庖丁ふて、咽と
貫きてうせぬ。時ふ、年十八ふりき。や、ありて、人々こ
れと見出して、驚く事大方ならべ。正女、正坐して、両
手と膝の上ふ置きて、死にわたるが、傍に、二通の手紙
あり。一は、養父母ふ遺り。一は、長次郎ふあてたるもの
あり。其の父母ふあてたるものも

一私事。幼きより、と、様か、様ふりれまうせ。
只今のと、さまか、さあ、の、御つくり、まは人々
ありまうせ。御恩、海山申は、か、く、い、り
る。は、度、の、縁談、と、さまの、御方、も、成、い、り、又
一族衆の、為、も、と、早速、清中、上、答、い、つ、を、御
存、の、通り、わた、く、幼、ま、り、つ、い、ふ、づけ、の、長次
郎殿、近年、い、ま、けて、世渡、も、覺、束、あ、く、成、行、ま、れ、い、
其、の、は、それ、と、見、す、て、今、更、變、り、て、か、つ、ら、い、ま、り、
我、身、ひ、り、業、花、と、ま、め、い、は、長次郎殿、へ、たち
中、さ、べ、い、又、長次郎殿、顔、も、立、お、や、く、の、遺言、と、守、り

いづも、只今のと、様へ。不孝ふ成行りまし。我身
ひとつぢうらみ。かくごときまゐり。き記だつ不
孝い。御ゆるし願ひし。

長次郎へ宛て

一筆申残し。我身。そもとさま言ひあづけの
事い。中もくどういづも。此頃おしつかつらま
みれとれうそ。そでふ日柄もまゐり。今更かな
し。さやる方あ。昨日も人し。と。様か。様へ。六
とけやういづも。一圓御開あ。却てたのみ
い人ま。かつらへ。まゐるを。不意とす。められ。そ

も。様へ。そ。との事い。申人。まゐり。夫ふ付。一。ほ。
そ。様御方の上。中痛。我身。い。道あ。ら
ぬ。縁を結び。身ふ錦。と。ま。ほ。い。ゆ。と。世の人。は。さ
ぞ。か。我身。と。義理。し。ら。ず。と。ん。ど。中。い。づ。い。
只。い。言。い。あ。づ。け。の。義。理。う。ひ。う。れ。又。先。主。給。ふ。た。づ
ひ。の。親。へ。申。澤。か。れ。と。い。ひ。ま。き。と。い。ひ。一。方。あ。
ぬ。か。な。さ。ふ。自。害。成。と。げ。や。い。と。
こ。は。享。和。元。年。十。一。月。の。事。お。て。其。の。頃。種。々。の。風。説。あ
り。が。領。主。ふ。き。こ。な。ず。て。す。ぎ。ぬ
それより十八年を経て。文政四年。其の藩の儒者竹田

器甫といふ人。學校ふて。節女詞といふ題ふて。詩を作
ら。め。自らも。長篇を作りて。この事を述べ。と。領主
見て。あや。み。密ふ。この事を内外の人。問ひ。ふ。領
主の母。賢く。して。な。さ。け。ふ。か。り。が。召。一。つかひの
女。ふ。赤間のものあり。と呼びて。詳。ふ。このこととき
きて。領主。語。り。か。む。領主。人。と。して。ら。べ。め。
村長二人の職を奪ひ。正女の家。ふ。は。金。を。賜。ひ。て。其の
み。さ。を。守。り。事。を。賞。せ。ら。れ。たり。と。ぞ

第四章 水村重成室の遺書

一樹の蔭。一河の流れ。ふ。れ。他。生。の。縁。と。承。り。い。よ。こ。そ。ぞ

も。れ。と。せ。の。頃。より。て。偕。老。の。契。を。か。り。て。唯。影
の。形。ふ。添。ふ。が。ご。と。思。ひ。あ。ら。せ。思。う。れ。ま。わ。ら。せ。い
は。須。承。り。い。つ。も。此。世。限。りの。御。儘。の。よ。か。げ。あ。ら。ら
う。れ。一。存。ド。き。わ。ら。せ。い。唐。の。項。王。と。や。ら。む。も。世。り
猛。き。武。士。あ。る。を。ど。虞。氏。の。為。ふ。名。残。を。惜。み。本。曾。義。仲。は
松。殿。の。局。に。別。れ。と。歎。く。と。や。ら。さ。れ。ば。せ。ふ。望。み。窮。り
た。る。妻。が。身。う。て。は。せ。め。て。御。身。存。生。の中。よ。最。後。と
致。し。死。出。の。道。と。や。ら。む。ふ。奉。待。と。い。必。ず。秀。頼。公
多。年。海。山の。鴻。恩。御。忘。却。あ。き。様。頼。み。と。す。わ。ら。せ。い。あ
ら。く。め。で。度。か。し。と

妻より

長門守重成様

こい、元和元年、豊臣秀頼、大坂城に據りて、徳川家康と戦ひしが、軍やぶれて、城陥らんとせし時、木村重成の妻、夫をばげまさんとして、かきし手紙あり。時よ、妻の年、十八ありき

第五章

酒井忠隆の夫人も、島津綱久の女なり。容姿うるはしく、武勇ふすぐれ、又儒書、軍書、歌書など、も通じて、せよまれなる夫人なりき

或るとき、人小向ひていへらく、我國も外國も、武勇なる女の、忠義を盡し、こと數多あり。武勇の女も、忠貞孝の三つを守り、義の強きと本とする事ふて、武勇、武藝、女ふ益なきものとかもふも、是非のわかちも、しらぬもの、ことなり。たとへど、女ばかりある所へ、狼藉者など来ることあらば、男のかけ集るを待たるべきか、近きころ、岡部駿河守の妻、女下屋敷に遊びしとき、狼藉もの、椽の下より飛び出で、座敷へ切り入りしふ、女ども、皆々うろたへ騒ぎて、泣きさけふばかりなりき。こい、全く、武藝の心掛けなきより、かゝる

ことふなりたるふり。また陣中ちんちゆうの女あれば、五つの禍わざはひありといふ。遊女うきよなどといふ事ふて、士の妻といふよもあらぬふり。士の妻は、夫軍つまぐんに勞れ、夜などい、心よく休息きゅうしきさせ、おのれに馬うまふまぐさふと與あづかへ、夫おかきりて、諸事しよじは心をつけ、かゝづくならひなり。また夫別れとかふゝむ心あらむ、よくいさめはげまゝ、忠義とつくさゝむるも、妻のつとめあり。古より、武勇ある女の、手柄てがらせゝふとかぞへがたし。かゝこくも、神功皇后しんこうこう后も、甲冑こうきうをつけて、三韓さんかんを責め、從へ給ひきと、いひたりとぞ。實じつは、すぐれたる夫人ふじんふこそ

第六章

澤橋さくはし佐志さし刀自たづみも、浮田うきだ八郎はちろうの傳母ふだありき。八郎はちろうの父秀家ひでゆき、關ヶ原せきがはらの戦いくさに敗れて、薩摩國さつまのくにに遁れ、捕とらへられて、一方の大將たいしやうたり、故ゆゑとして、殺されんとせしと、薩摩侯さつまこうの願ねがひによりて、父子共ふしどもに、八丈島はちぢうじまに流さるゝ事となりぬ。その時、八郎はちろういと幼こかり、かゝ刀自たづみも、かく幼こき身みふて、遠とほき島しまに流さるゝことを悲かなみて、おのが子を抱かかきて、秀家の夫人ふじんよまみえ、妻つま八郎君はちろうくんふわかるゝ、よ忍しのびね、從したがひて島へ行かんと思へど、この子の為ために思ふよまかせねむ、いかで、この子を養やしなひ給へと願ひ

けるよ。夫人も加賀侯の妹なりしが、深く刀自の志を感^{かん}じて、其の願をやるされしかば、刀自もまた官^{くわん}小至り、八郎は従ひて、島へ行かん事を願ひしふ。かきておれ^おばとて許^{もと}されざりしかば、刀自泣き叫^{こゑ}びて、自殺せんとしけるを、家康公きゝて、其の志をおそれみ、女を許すも差支^{さしつか}あるまじといひて、許されしかば、大に喜びて、秀家父子は従ひて、かの島へわたりぬ。秀家の夫人、刀自の子を、おのが子の如くお愛^{あい}せられしが、稍^や長^{なが}ければ、加賀侯は請ひて、侯の家臣とあさしめ、禄^{ろく}三百石を與へて、澤橋兵大夫と稱^いせしめたり。

第六章

澤橋佐志刀自も、浮田八郎の傳母^{でんぼ}ありき。八郎の父秀家、關ヶ原の戦^{いくさ}に敗れて、薩摩國^{さつま}に遁^{のが}れしが、捕^{とら}へられて、一方の大將^{たいしやう}たりし故^{ゆゑ}とて、殺されんとせしと、薩摩侯^{さつまこう}の願^{ねがひ}によりて、父子共^{とも}に、八丈島^{はつじやう}に流^{なが}さるゝ事となりぬ。その時、八郎いと幼^{わらわ}かりしかば、刀自もかく幼^{わらわ}き身^みふて、遠^{とほ}き島に流^{なが}さるゝことを悲^{かな}みて、おのが子を抱^{かか}きて、秀家の夫人はまみえ、妻^{つま}八郎君^{はつらうきみ}わかるゝよ、思^{おも}ひねば、従ひて島へ行かんと思へど、この子の為^{ため}に、思ふまかせねむいかで、この子と養^{やしな}ひ給へと願ひ

けるよ。夫人も、加賀侯の妹なりしが、深く刀自の志を
感ずて、其の願をやるされしかば、刀自も、また官ふ至
り、八郎は従ひて、島へ行かん事を願ひしふ。おきてあ
ればとて許されざりしかば、刀自泣き叫びて、自殺せ
んとしけるを、家康公きゝて、其の志をおもれみ。女を
許すも差支あるまじといひて、許されしかば、大に喜
びて、秀家父子は従ひて、かの島へわたりぬ。
秀家の夫人、刀自の子を、かのが子の如くお愛せられ
しが、稍長ければ、加賀侯は請ひて、侯の家臣とあさ
しめ、禄三百石を與へて、澤橋兵大夫と稱せしめたり。

兵大夫は、三歳の時、母ふわかれしかば、其の顔すら知
らねど、人もあまりかよえぬ島ふ、いかふして居らる
るからん。さこそ苦しくあるべけれと、日夜母の事を
思ひて慕ひ居りしが、やがて、仕を辞して僧となり、一
心とかづけ、いづくともなく立ち去りぬ。
元和年中、徳川家光京師ふ至りて、二條の城ふ入らん
とせしよ。其の行列を見んとする。多くの人の内より、
一人の僧、封書とさし、げて来り、家光ふ訴へんとしけ
れば、ともものもの大に怒りて、斬らんとしけるを、家光
駕の中より見て、僧おれを許して伴ひ来れといひて、

駕の前ふ来らゝめ、其の封書を見し、これかの一心
かりき。さて、其の願ひは、八丈島ふゆき、母の安否とた
づねんとの事なりしかむ。先づ加賀侯ふ預けられた
り。こゝ、前ふ侯の家臣たりしが故なり
かくて家光、江戸ふ歸りしかむ。侯も一心と伴ひて、歸
られける。ふ、一心しきり、許されん事を願ひければ、
家光、もと憫み、吏として、汝の願ひは、誠ふあはれむべ
き事ふれども、おきてあれば、汝一人のみふ許すこと
叶はねば、母と呼びよせてもいかゞやと諭せし。ふ、
三歳の私として置きて、幼き主人は従ひ行きし程の

母ふれば、いかで呼ぶとも来るべきと答へしかむ。さ
らば、試ふとして、刀自と召し、ふ、妾、幼主ふ仕へんとて、
わが子をすてたれば、今更、わが子ふ逢へんとて、幼主
は離るべきふあらばとて、ついふ来らざりき。家光、ま
た吏をして、一心ふ、汝のいひし如く、汝の母と召せど
も来らざりき。されど、汝の願ひは、許しがたければ、思
ひたつべし。その代りふは、この外ふて、汝の願ふ事あ
らば許すべしと、さとしければ、一心、暫く泣きくづと
れてありしが、やがて秀家の夫人は、加賀侯の妹ふて、
八郎は甥ふれば、加賀侯として、毎年入用の品物を、八

金港堂書籍株式會社
丈島小送り給へ。さらば、秀家父子とは別れ、我が
母も苦む事あらどと願ひしかむ。許されて、これよ
り後、加賀侯へ、毎年金穀藥品より、日々の器物とか
の島へ送りたり。諸侯、これを聞きて、一心よ、多くの禄
と與へて、家臣とふさんと争ひし。一心いふやう、わ
れい仕ふべき心あらねど、加賀侯より、一度仕へし事
ある上、母、侯の恩と被る事ふかければとて、侯に仕
へしが、其の後、暫くふしてみまかりたり
あはれ、澤橋母子の行へ、實にたふときものなるか
かくて、家康、その忠節を憫み、家光、其の孝義を感して、

種々喻されしも、みま刀自の節義よりてあり

第七章

村岡哲婦へ、大覺寺宮の家臣、津崎元矩の女ふて、名を
矩子といひき。八歳の時より、近衛家へ仕へて、謹ふか
く、ものごと、つまやかかりしかむ。人の尊敬大方を
らざりき。哲婦、常々皇室の衰ふるをなげきて、女を
がらも、如何ふしてかとおもひぬ。嘉永安政の頃、
外國の船、來りて、交易を乞ひ、許されず。軍を起すべ
き様を示しければ、幕府大ふおそれ、勅許をまたず
て、彼が乞ひを許し、かむ。忠義の人々、四方より起りて、

幕府の無禮をせめ、外國人と追ひ拂へんとしたりかむ。今こそ國の爲めは盡くすべし。時ふれとして、僧月照、西郷隆盛等と謀りて、盡力する事多かりき。此時幕府の處置をあしとするもの、悉く捕へられしかむ。哲婦も。



亦捕へれてり。實ふ、安政六年、正月六日の事ふて、哲婦七十二歳の時ふりき。かくて、京都の町奉行所は留めらるゝこと、五十日ばかりよて、同年二月、江戸へ送られき。近衛公、ことを聞きて、憤り給ひて、すさき、くろく、あつたれ、さき、ゆき、きき、つら、からんとせん。一すちの道乃まこととせしる、ゆらん。あつたれ、ゆき、きき、つら、からんとせん。あど詠みたまひき。哲婦は、名高き女ふて、ことよ年さへ老いてありしかむ。警護の人々も、途々言葉やさし。

く懇ねんごふいたさうりーかば、聊ちやうか慰なぐさむ事ことありけむ
ひゞふかちる旅路りきうはらぬ

人の心のまづみなり

とよめり。江戸ふ着つきて、町奉行所の假かり牢らうふ囚こもれー
が、やがて松平某あきらふ預あづかけられて、評定所ひやうていしよふ呼よび出でされ
たるよ。かちる、氣色きしよもふく、いとーとやかふ坐まして、
幕吏ばくし等の尋たづぬる事ことと、さはやかふ答こたへ、却かへりて、幕吏ばくしと
苦くるーまーめー事ことふどありたりき

ある日、幕吏ばくし、哲婦てつぷは向むいて、近衛公きんゑきみも、平生へいせい如何いかなる事
とふー給たまふか、朝廷てうていの御政事ごせいじも、與ともり給たまふと聞きける

ことあらずやと問とひーふ、哲婦てつぷ答こたへて、近衛公きんゑきみも、左大
臣しんよておはすれば、政事せいじふ與ともり給たまふも固かたよりのこと
ふれど、妾めかけの女をの身みなれば、内々の事こととこそ承うけれ、公事こうじ
よ、耳みみとかたむけねむ、朝廷てうていの事ことふど、聞きくべき様
もなーといひ放はなちぬ。哲婦てつぷは、重おもく罪つみせらるべかりー
と、この時の將軍しやうぐんの室むろは、近衛家の養女やしやうふりーある、種
々手てと盡つくして、哲婦てつぷを救すくはれーかむ、押込おしこの刑けいふて事
すみ、同年十月二十日、放免はうめんせられたり。それより、嵯峨さか
の直指庵しちしうあんふ退隱たいいんし、近衛家の先代、並ならふ亡友むしやう月照げつしやうの靈れい
とまつり、朝夕あさゆふその冥福めいふくと祈いのり、折をよむ、歌うたなど咏よみトて

自ら慰めーが。皇室と思ふ心も。片時もたやむこと
ふく。王政の古ふ復りー折れ。我が願ひ今日こそ叶ひ
たれとて。いたくうち喜びたりといふ。明治五年正月。
太政官より。其の功を稱して。祿貳拾石を賜ひき
その翌年。八月二十三日。年八十八よて身まかりーふ。
同二十四年。十二月十七日。從四位を贈られーかむ。近
衛老公。このおほせをかりこみ喜びて

忘もかれーさかれ。女のともあつ

昔のよりーく花さけふより

たぐひあきめぐみの露はあきふ

いづりてあつるわがあきふ

とよみたまひき。女の。かゝる功をたつるも。世の乱れ
たる時ふ限るごとくなれども。かゝる心も。常ふ養ひ
置かねむ。事ある時よ。何事をかあさん。されば。かゝる
心がけ。いつねくあらまほしき事なり
見義不為無勇也

第八章

多勢哲婦。信濃國伊那郡竹村常盟の長女なり。幼よ
り書と讀むことを好み。長ずるふつけて。益學問と好
み。皇典歌書を通ぜり。年十九よして。同郡神稻村松尾

淳齋ふ嫁せしが、謹ふかくして、能く夫より事へ、農桑の業ふどい、家人は先ちて勤めにかむ。傳へ聞くもの。感賞せぬいふかりき。又家事の暇ふい、書と讀み歌と詠じ。夫のかりと受けて、岩崎長世、石川依平、福住清風ふどの人々ふ、歌道を學びけるが、其の書物と購ふふい、櫛簪笄ふどの道具と賣りて、其の價とせりといふ。安政三年、夫ふ伴われて江戸ふ至り。領主松平義建侯ふまみえて、王室の衰へさせ給ひし事ふどとまどいければ、侯武士のふふとり見きみみすむうる。

信濃の真弓ふふくろけり

とよみて賞せられき。この時、平田篤胤廣く門人を集めて著書と講じ、密に志士をして、事とあさしめんとし、門人等も、又勤王の説を唱ふる者多しと聞きて、つひに其の門ふ入りぬ。その頃幕政頗るみだれ、外國の軍艦來りて我が邊を窺ひければ、尊攘の論起り、民心洶々として、恰も鼎の沸くが如くなりしかむ。哲婦、竊かよおもふやう。たとひ女ふりとも、大義を唱へて、身を國家の犠とかり皇恩の萬分一を報じ奉らんとて、ひとり故郷に歸り

ぬ

文久二年八月、長州侯大義を唱へて上京せらるゝ、よ
しと聞きて、京都ふ至り、時勢を窺ひんとし、密かに家
を出で、まづ産神を拝して

千早振る神お祈りく旅衣

帰り来ん日候契りし行く

と詠みつ。ゆきて水曾の山中ふて、大雨ふ遇ひるとき
涙せく旅あらぬく今日いまだ

かゝる雨ふも袖くりし

とよみ、美濃の長良川を渡るとき

ふぐらへてきこも越えん長良川

濁らぬ水よあゝ流まうせ

など歌ひつゝ、京都ふ入り、専ら諸有志と交を結びた
りき

哲婦女の身よて、國事ふ奔走せしが、其の女ふりし故
ふ、ことよ功ありし事ありたりき。その公家ふ立入り、
勤王の人たちと交を結びて、いづく上下の意志と洞
達し、便宜と與へたる事など、最も著きものなりき。
凡そ機密を探り、隠微と索むる事など、男へ自ら人
に注目せらるれば、危険ありとして、哲婦常ふこれらの

事をふして、ある時、いやき農家の女の如く、いで
たちて敵中に入り、其の謀議を探り出し、或は逆臣を
禁内へ探し出して、そと誅せしめ、或は志士事を論じ
て曲直を劔ふて定めんとする間、ふ立ち入りて、調和
となり、事ふどありたりき
幕府、哲婦を索むること、最も嚴重なり、かむ、忽ち男
の姿とかりて、同志の人々を救ふふ力と盡し居り、
が、遂に京坂の間は居ることならべふりぬ。ある日、同
志の人々縛せられ、捕吏亦此は向へりと走り告ぐる
ものあり、かむ、哲婦、其の厚意を謝して、自ら室を掃

ひ、後の憂を防がん為り、各藩の有志と往復せし手
紙より、國事の記録ふとを取り出して、悉く焼き捨て、
徐ろ小髪を理めて、捕吏来らむ、自殺して、縄目の辱め
と免れんと、志を定めて待ち居り、かむ、いそぎ走り来
りて呼ぶものあり、かむ、誰よかと思ひて、出で見れ
ば、渡邊新三郎といふ人ふて、捕吏已に迫り来れば、速
に、吾と共に逃るべしといひて、手を引きて走りて、河
原街ある長州邸に入り、久坂時山二氏の家に至り、
か、一言ともいふ違ふく、互は目禮して、いそぎ戸棚の
中は潜み、長州侯の力ふよりて、僅に一命と免れき、其

の頃

吹く風小靡く尾花もうらわれ

淋々を何もの武藏野のしら

とよみて候ふなすまつりぬ。翌年三月加茂は行幸あらせられしとき

君と臣と道をたずすの神領

いでほの世をあらが悲しに

とよみぬ。此の時各藩の脱士、民間の有志等、多く同邸より来り集りしかむ。或い名を勤王と借りて、幕府の爲め小竊は情と探るものあり。或い漂泊流離のあまり

小巧は辨舌を弄して、一時と僥倖するものなどもありたりしかむ。或時哲婦、西國の脱士某等、二人の心事を看破りて、其の事と同志は告げ、共に詰責して、終ふ屠腹せしめし事あり。されば同藩士等、厚く哲婦を遇せしめ、哲婦も其の志と述べて、共小力と盡したりき。然る小幕府に、同邸内は潜匿するもの多きと知りて、窺ひ索むる事きびかりしかむ。同藩の士等、議して、永く哲婦を潜伏せしむるをありといひて、夜竊ふ船小乗せて、長州小行かりぬんと、其の用意となり、故郷ふる夫、病小罹りて、重かりしかむ。長男誠儀は

上京して、哲婦の居所を尋ね居りしかば、長州小行く
 ことをやめ、誠と共に微行して國に歸りぬ。哲婦、國に
 歸りてより、志士の出入する事多くして、其の家は潜
 匿するものさへ、數十人ありしかば、そのため、長男
 誠は、幕府に疑はれて、江戸の町奉行邸に呼ばれ、宿預
 けとなり、しく、緋弾を受けしが、領主は救はれて、免
 かるゝことを得たりき。

哲婦は、また武田、藤田等が、筑波山の義舉を助けて、其
 の志を達せしめんと力をつくしたりき。筑波山の事
 やぶれて、元治甲子年十二月、武田、藤田などの人々、上

京せんと、信州伊那郡を通りしかば、哲婦、長男誠を遣
 へて、其の事と謀らしめ、武田等、名古屋街道より上
 京せんとするを聞きて、その道より行けば、必ず名古屋
 屋藩と争ふことあるべし、さあれば、危き事かぎりな
 ければ、間道より京小行くべしといひて、引き還らし
 め、清内路峠を越えて、美濃國中津川驛まで送りて、別
 と告げし、武田等、泣きて其の厚意を謝して行き、
 これ、哲婦が心を用ふること周密なる故なりき。
 明治元年一月、伏見の舉を聞くより、夫、淳齋と嫁女と
 のこと、乃ち夫の許をうけて、おのれは、上京して、力を

國事は盡さんとして、長男誠、三男為誠、嫡孫千振等と伴ひて、上京したりき。その時、鑑山ふて鑑山、心乃隈を晴れふきと

たち帰るせれかもうげとて

とよみたりき。京は着きてより、諸有志と相會し。長男誠と奥羽鎮撫使ふ、三男為誠と東山道總督ふ従はりて、軍の務は服せしめ、おのれは、京に駐りて、諸有志の謀議は與りき。かくて、奥羽平定し、長男誠等も凱旋し、鳳輦東京に臨幸し、玉ふは及びて、子孫と共に郷は歸りぬ。されど、年久しく勤王の事は力と盡し、ゆ

ゑ、家は傳來の資産若干を失ひ、かむ、それより長男誠を勵めて、農桑に従事せしめつ。夫も子もみまかりたれど、哲婦は、八十餘の高齡まで、いまは残年と樂み居るといふ

大日本神代史かけく傳へける

雄、いき道ぞちゆみりらすか

第九章

大石良雄

汝良雄等固執主従之義、復仇死于法、百世之下、使人感奮興起、朕深嘉賞焉。今幸東京、因遣使權辦事

藤原猷弔汝等之墓且賜金幣

宣 明治元年十一月五日

こもかこくも 今上天皇陛下より。赤穂の義士大
石良雄等ふ下賜ひおほせあり。あいにれ。かこき
あたりのおほせとむ。かく蒙り人々い。いかよ嬉し
くおもふらん。定めて。あつきみめぐみのかたけを
さよ。草葉のかげよて。涙ふむせぶべし。さりながら。義
と重んじて。節とかく守ること。金石とたがもぬも
のい。この人々ばかりか。妙海尼のかたき節と守り
て。行のまめやかなりい。いかで。この人々よおとる

え。家と傳來の資産若干と失ひいかむ。それより長男
誠と勵して。農桑ふ従事せしめつ。夫も子もみまかり
たれど。哲婦い。八十餘の高齡よて。いまは残年と樂
み居るといふ

大日本神代也かけく傳へはる

雄くしき道をたゆみらすか

第九章

大石良雄

汝良雄等固執主従之義復仇死于法百世之下使
人感奮興起朕深嘉賞焉今幸東京因遣使權辦事

藤原獻弔汝等之墓且賜金幣

宣 明治元年十一月五日

こそ、かゝこくも 今上天皇陛下より、赤穂の義士大
石良雄等ふ下し賜ひいおほせあり。あいにれ。かゝこき
あたりのおほせとむ。かく蒙り人々い。いかよ嬉し
くおもふらん。定めて、あつきみめぐみのかたしける
さよ、草葉のかけよて、涙ふむせぶべし。さりながら、義
と重んじて、節どかたく守ること、金石とたがもぬも
のい。この人々ばかりか。妙海尼のかたく節と守り
て、行のまめやかなりし。いかで、この人々よおとる

べしやは
妙海尼とも、赤穂の義士、堀部彌兵衛金丸の女ふて、順
といひしが、尼とかりて、かゝいへるなり。金丸ある時、
江戸の牛込高田馬場を通りし、年若き一人の士、多
くのひと闘ひけるが、暫くふして、悉く殺し盡し、か
む、其の武術のすぐれたるは感して、其の名を問ひて、
何故よ、かゝる事となりたるを、とたづねし。われは、
安兵衛武庸といふもの。おて、叔父の讐を報いしあり
と答へし。かむ、金丸、また予も、赤穂の士よて、一人の女
あり。そとかん身の妻となりたまふれといひし。武

庸うけがひぬ。されど、いまだ婚姻せぬうち、浅野家
亡びき。其の時、順女も年十四ありき。
順女の母は、早く死しければ、祖母正傳尼ふ育てられ
き。正傳尼は、すぐれたる女ふて、主君浅野長矩の傳母
とふり、日夜、その側ありて、常々、その短氣を諫め、
が、年七十と越えて退きぬ。長矩罪を蒙りしとき、人皆
正傳尼をほ長矩の傳ふてありしからば、かゝる過
ふかりしものといひあへりとぞ。其の後、大石良雄
等と共に、赤穂を出で、京都の山科に住み、頃、安兵衛
江戸より来りし、かむ。祖母、順女は向ひて、汝夫は逢ひ

んと思ひ、汝の両眼を抉れといひぬ。其の教育のき
びかりし事、かくの如くありき。
義士讐を報ぜし翌年、祖母、年八十九ふてみまかりき。
みまかるとき、順女は遺言して、我が主家再興せず、義
士等死すとも心やすからねば、汝父と夫とふ代りて、
主家の再興を圖るべしといひ、かば、順女謹みて、こ
の遺言を守り、身終るまで、この事よ力をつくしぬ。
始め、義士等讐を報いんとて、思ひ焦し、身と勞し、百計
を盡して、遂に順女等七人の婦女と、讐家の婢妾と為
して、密ふ其のさまを通ぜしめて、志を遂ぐる事を得

たり。六人の女、讐を報い一夜盡く自殺せしが、順女の
のみも、大石良雄の密旨を受けて、父金丸の家小居た
りき。
長崎泰清寺の蕭山和尚、順女の母の兄ふりかむ。
順女行きて、其の弟子とからんことを請ひし、和尚
直に許さずして、三年の間一室は幽閉し、其の志操を
験せしむ。堅固あること金石の如くふりかむ。乃ち
髪を剃らせて、妙海といひぬ。時ふ、順女年十九なりし
かむ。髪を剃れども、姿も猶ほ端麗なりしゆ。墨を面
に塗り、身小弊れたる法衣を着け、男法師の如くよる

りて、泰清寺と出で、諸國の靈場を順拝し、義士の菩
提を弔いて、長門に至りぬ。その折危篤の病ふかり
しかば、旅宿の主人、其の旅券を見せられよと請ひし
ふ。尼頭を掉りて、我が旅券へ、此國の城主か、或は、其の
重臣ふあらぬを見せられずといひしと、城主つたへ
聞き、近臣二人、醫師一人と、其の旅宿ふつかさとし、か
ば、尼始めて、實を告げたり。城主これを聞きて、大に驚
き、看護人を附けて、厚く療養せしめし。或る時、尼、其
の看護の人よ向ひて、我が頭陀囊を開き給へといひ
し。ふより開きし、白銀多くありしと、看護の人異し

みて問へむ。こは江戸へ行き、幕府へ願ふ事あれば、
其の八費ふさん為めかり。されど、かゝる大病は罹
りて、わが願のとげられぬかゝいふべくもあら
ず。我れ死なば、此金と江戸高輪の泉岳寺へ納めて、亡
君進善の料ふささゝめ給へといひ、かゝる城主、其の
志と憐みて、そと許したり。この金は、さきより大石良雄
が與へしものなりとぞ
されど、病癒えしかば、終に江戸へ行き、ある日、其の頃
の幕府の老職某が、登城せんとする路ふて、願書を竹
よ挿み、片陰より飛び出で、御願と叫びて、其の駕よさ

し、いませし。小従者ふ
捕へられて、紮されし
み、浅野家を再興せら
れたしとの願ひあり
しかば、幕府ふへ、定り
ありて、許されねむと
て却けられき
其の後、一月むかりと
経て、又他の老職は願
ひしが、又却けられき。



されど少しも屈せずして。猶ほ又。路よて願ひければ。遂ふに獄よつかかれき。されど。其の志のあわれまれ。べとて。長矩の罪を大なれば。如何ふ願ふとも許されぬよ。強ひて願も。汝の罪は。輕からねむと諭され。かむ。たとひ命をとらるとも厭ひねど。死してもかひなければ。時節を俟つべ。といひて免れたりき。それより尼も。草庵を江戸の亀井戸村に造りて。そこに住み。常ふ讀經して。主家の再興を祈り居るが。志の達せぬと悟りてや。遂は泉岳寺ある。義士の墓の側に移りて。其の追善回向をつとめとふ。年九十一よて

みまかりぬ。其の墓いひ、義士の墓の側わきふありて。今は義士と共に美名びかいとかばやかーぬ。尼は幼時えうじより難なんふ遭あひければ、學問がくもんする暇いとまとてあらざり。一が生れつき、甚ものに物覺ものおぼえよくして、一たび聞きし事ことを忘わするゝことあかりき。又和歌をも善よくよみにりとぞ。

第十章

武林唯七の遺書

一筆残しり。抑も今日殿様御身のけく思ひをよら
ず御事ゆゑとまうと失ひおどろき申ふ。あられども。
力ふ記御事とあらば知中とふ所。つゝよしとて。馴れ

武林唯七どの一

元禄十四年三月十四日江戸城中にて浅野内匠頭吉良上野介きんらうのすけは傷きずを負かはせければ同夜切腹せうはらと命ぜられ領地かども取あげられき此手紙内匠頭の家臣武林唯七の母浅野家江戸屋敷引拂ひきりふ前夜ふかき遺いして自殺し唯七は復讐ふくしうとはげまゝものふり

第十一章 原總右衛門母の遺書

過ぎ別れの折うら返かへすも母ありとおもふべからばよりやいづをも又立歸り我れとふ事孝子似

たる不孝ありとかく我れせうけきかゝるみれんも見るもきい我れ先さきちく死しをおく待まちの恥はぢありらんや言いひあへらるる是も子を愛する道みちもあらんと女をらこれ一筋ひとすぢふおもひ極りてかくあり侍はべる事ふゆりこ

これも内匠頭の家臣原總右衛門復讐の爲め故郷を立出でしが母の身の上を案あんじて歸り一夜母この手紙を遺して自害し總右衛門をはげまゝものなり

大石良金の母

武士の身いづも、若下

名こそ雲井ふま登るらめ

新編 女大學卷之下 終

明治二十九年十二月十七日 印刷
同 年十二月廿日 發行

定價金三十錢

著作者

指原安



東京市牛込區西五軒町五十三番地

發行兼
印刷者

金港堂書籍株式會社

東京市下谷區龍泉寺町四百十番地
右社長

代表者

原亮三郎

大阪市東區南本町四丁目

版權
所有

賣捌所

金港堂

各府縣特約販賣所

